

公表資料

令和2年12月25日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和2年7月1日～同年9月30日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和2年7月1日から同年9月30日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）
- 事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和2年7月1日～同年9月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	15	-	27	42

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	1	-	-	-	-	3	-	1	1	35	1	-	42

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和2年7月1日～同年9月30日分)

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	木村 秀行	56	海上自衛隊大湊警備隊司令	R2.3.19	R2.7.1	海上自衛隊大湊警備隊司令	R2.3.19	R2.7.10	隊務統括	R2.7.10	R2.8.1	第一生命保険株式会社	生命保険業	顧問(囑託)	無	有
2	加藤 雅巳	55	海上自衛隊横須賀教育隊司令	R2.5.15	R2.7.20	海上自衛隊横須賀教育隊司令	R2.5.15	R2.7.31	隊務総括	R2.7.31	R2.8.1	日立造船株式会社	化学機械・同装置製造業	運営施設管理者	無	有
3	草間 幸弘	55	陸上自衛隊関西補給処副処長	R2.2.20	R2.6.30	陸上自衛隊関西補給処副処長	R2.2.20	R2.8.1	指揮官の補佐	R2.8.1	R2.8.2	日本貨物鉄道株式会社	貨物鉄道事業、倉庫業、駐車場業、広告業等	担当部長	無	有
4	佐藤 恭弘	55	海上自衛隊下関基地隊司令	R2.5.22	R2.7.10	海上自衛隊下関基地隊司令	R2.5.22	R2.8.3	隊務統括	R2.8.3	R2.8.4	日本無線株式会社	無線通信機械器具製造業	課長待遇	無	有
5	藤木 乾	55	海上幕僚監部防衛部施設課長	R2.5.28	R2.7.20	海上幕僚監部防衛部施設課長	R2.5.28	R2.8.3	課務統括	R2.8.3	R2.8.4	栄臨建設株式会社	しゅんせつ工事業	部長	無	有
6	小暮 幹太	56	航空自衛隊幹部学校計画課長	R2.6.25	R2.7.9	航空自衛隊幹部学校計画課長	R2.6.25	R2.8.19	校務全般の運営に関する各種計画及び管理業務	R2.8.19	R2.9.1	N E C ネットズエスアイ株式会社	ネットワークインフラ事業等	技術職員(囑託社員)	無	有
7	木場 隆治	56	航空自衛隊第4補給処高蔵寺支処長兼航空自衛隊高蔵寺分屯基地司令	R2.6.15	R2.7.9	航空自衛隊第4補給処高蔵寺支処長兼航空自衛隊高蔵寺分屯基地司令	R2.6.15	R2.8.26	弾薬等の補給・整備・保管業務及び高蔵寺分屯基地業務に関する指揮及び監督	R2.8.26	R2.10.1	日油株式会社	有機過酸化化物等の製造、販売	参与	無	有
8	岡田 岳司	56	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部戦史統率研究室長	R2.1.27	R2.7.30	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部戦史統率研究室長	R2.1.27	R2.9.10	室務統括	R2.9.10	R2.9.11	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛装備品等の生産及び調達等に関する事業等	検査員	無	有
9	三木 隆行	56	海上自衛隊第3術科学校教務部長	R2.5.14	R2.8.12	海上自衛隊第3術科学校教務部長	R2.5.14	R2.9.20	部務統括	R2.9.20	R2.10.1	株式会社日立製作所	電気機械器具の製造及び販売業等	事務職	無	有
10	南方 一顯	56	海上自衛隊呉造修補給所長	H31.4.9	R2.9.7	海上自衛隊呉造修補給所長	H31.4.9	R2.10.1	所務総括	R2.10.1	R2.11.1	日立造船株式会社	化学機械・同装置製造業	運営施設管理者	無	有
11	小林 努	56	航空自衛隊航空教育隊司令兼防府南基地司令	R2.8.6	R2.9.25	航空自衛隊航空教育隊司令兼防府南基地司令	R2.8.6	R2.10.9	新採用を含む准士官自衛官に対する教育訓練及び隊務全般統括に関する業務	R2.10.9	R2.11.1	キヤノンマーケティングジャパン株式会社	キヤノン製品ならびに関連ソリューションの国内マーケティング	Jプロフェッショナル社員	無	有
12	前田 丈典	56	南関東防衛局調達部次長(装備担当)	R2.7.21	R2.9.3	南関東防衛局調達部次長(装備担当)	R2.7.21	R2.11.3	部務統括補佐	R2.11.3	R2.12.1	有人宇宙システム株式会社	宇宙航空開発事業支援業務	主幹	無	有
13	畠田 卓	56	航空自衛隊航空教育集団教材整備隊司令	R2.7.1	R2.9.1	航空自衛隊航空教育集団教材整備隊司令	R2.7.1	R2.11.8	教材造修業務の管理に関する業務	R2.11.8	R2.11.15	三菱ふそうトラック・バス株式会社	トラック・バス、産業エンジンなどの開発、設計、製造、売買、輸出入等	顧問(囑託)	無	有
14	瀬戸西 修	55	海上幕僚監部首席会計監査官	R2.7.13	R2.9.1	海上幕僚監部首席会計監査官	R2.7.13	R2.12.1	会計の監査等に関する業務の統括	R2.12.1	R3.1.1	コニカミノルタジャパン株式会社	事務用機械器具卸売業	顧問	無	有
15	三上 吉孝	56	航空自衛隊第3高射群司令	R2.6.10	R2.9.8	航空自衛隊第3高射群司令	R2.6.10	R2.12.21	防空行動及び弾道ミサイル等に対する任務に係る監督及び指導	R2.12.21	R3.1.1	大林道路株式会社	舗装工事、土木工事及び建築工事等	担当部長	無	有

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【 2 . 自衛隊法第65条の11第 4 項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	山本 元英	55	陸上自衛隊北海道補給処副処長	—	—	—	—	H31.3.23	R2.8.1	株式会社ヒルタ	土木・建設現場におけるクレーン作業等	常務取締役	無	無	
2	伊保 之央	56	海上自衛隊横須賀地方總監部付(海上自衛隊大湊海上訓練指導隊司令)	—	—	—	—	R1.8.12	R2.7.1	三井E&S造船株式会社	船舶製造・修理業	技術顧問	無	無	
3	秋葉 瑞穂	56	陸上自衛隊関西補給処長兼宇治駐屯地司令	—	—	—	—	R2.3.18	R2.7.21	イオン株式会社	小売、ディベロッパー、金融、サービス等	防災担当顧問	無	無	
4	岩村 公史	57	陸上自衛隊第9師団長	—	—	—	—	R2.3.18	R2.9.1	株式会社廣瀬商会	繊維製品を中心とした総合商社	顧問(非常勤)	無	無	
5	瀬戸 慶一	57	海上自衛隊第2航空群司令	—	—	—	—	R2.3.18	R2.8.24	日本電気株式会社	民生用電気機械器具製造業	社会基盤ビジネスユニット 参与	無	無	
6	大力 政富	57	海上幕僚監部装備計画部長	—	—	—	—	R2.3.18	R2.7.1	三菱重工業株式会社	船舶及び艦船の建造、販売、修理及び救難解体等	顧問	無	無	
7	高島 辰彦	59	海上自衛隊潜水艦隊司令官	—	—	—	—	R2.3.18	R2.8.1	株式会社神戸製鋼所	鉄鋼関連事業等	顧問	無	無	
8	服部 正	57	陸上自衛隊航空学校長兼明野駐屯地司令	—	—	—	—	R2.3.18	R2.8.1	三菱重工業株式会社	航空・防衛・宇宙関連機器の製造、修理	専門嘱託社員	無	無	
9	古田 清悟	57	陸上自衛隊富士教導団長	—	—	—	—	R2.3.18	R2.8.3	豊和工業株式会社	工作機械、空・油圧機器、電子機械、清掃車両、金属製建具、火器	東京事務所顧問	無	無	
10	押野 耕一	60	防衛装備庁調達管理部調達企画課契約管理官	—	—	—	—	R2.3.31	R2.7.1	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛思想、情報セキュリティ等の正しい知識の理解と普及、自主研究開発等の奨励、品質証明、国際規格事業承認等	常勤職員	無	無	
11	紅林 昌	60	北関東防衛局調達部長	—	—	—	—	R2.3.31	R2.7.1	株式会社NIPPPO	建設業	技術担当部長	無	無	
12	黒木 俊澄	60	東北防衛局調達部長	—	—	—	—	R2.3.31	R2.7.1	株式会社ピーエス三菱	建築全般	建築本部理事	無	無	
13	高橋 賢司	60	防衛装備庁長官官房会計官付施設管理環境保全室長	—	—	—	—	R2.3.31	R2.7.1	公益財団法人防衛基盤整備協会	防衛思想、情報セキュリティ等の正しい知識の理解と普及、自主研究開発等の奨励、品質証明、国際規格事業承認等	常勤職員	無	無	
14	田中 幸一	60	防衛装備庁先進技術推進センター総括研究管理官	—	—	—	—	R2.3.31	R2.7.1	東京計器株式会社	精密機器製造業	嘱託	無	無	
15	田中 利幸	60	防衛装備庁先進技術推進センター上席特別研究官	—	—	—	—	R2.3.31	R2.7.16	三菱電機株式会社	開発事業、研究事業に対する指導、助言	防衛システム事業部長付	無	無	
16	平川 貴	60	中国四国防衛局調達部長	—	—	—	—	R2.3.31	R2.7.1	復建調査設計株式会社	建設コンサルタント	技師長	無	無	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
17	村岡 勝	60	大臣官房付(北海道防衛局総務部長)	—	—	—	—	—	R2.3.31	R2.7.1	株木建設株式会社	建設業	顧問	無	無
18	中尾 博孝	59	海上自衛隊警務隊司令	—	—	—	—	—	R2.4.1	R2.7.1	全国共済農業協同組合連合会	農業協同組合共済事業	交通事故損害調査員(嘱託)	無	無
19	福田 慶蔵	55	海上幕僚監部装備計画部装備需品課長	—	—	—	—	—	R2.4.1	R2.9.1	株式会社KT MIRAI E	不動産管理業	代表取締役	無	無
20	塚平 貴裕	56	海上自衛隊東京業務隊付(海上自衛隊作戦情報支援隊司令)	—	—	—	—	—	R2.4.9	R2.7.16	三菱スペース・ソフトウェア株式会社	宇宙・通信・制御等、情報処理におけるソフトウェア業	鎌倉事業部長付	無	無
21	木原 右	48	防衛人事審議会再就職等監察官	—	—	—	—	—	R2.5.15	R2.6.26	自営	情報発信等	—	無	無
22	大川 正洋	56	陸上自衛隊陸上総隊システム通信団本部付(陸上自衛隊陸上総隊システム通信団通信保全監査隊長)	R2.2.6	①陸上自衛隊陸上総隊システム通信団通信保全監査隊長 ②陸上自衛隊陸上総隊システム通信団本部付	①R2.2.6 ②R2.3.16	①R2.3.15 ②R2.7.15	①通信監査及び暗号運用に係る部隊の指揮 ②特に命ぜられた事項	R2.7.15	R2.8.1	VALUENEX株式会社	情報解析による情報提供サービス、ツールライセンス販売業	マネジャー	無	有
23	藤田 勝史	56	海上自衛隊幹部学校運用教育研究部長	—	—	—	—	—	R2.7.17	R2.9.29	株式会社トライ・アットリソース	人材派遣業等	派遣員(アルバイト)	無	無
24	岡 一郎	56	航空自衛隊中部航空方面隊司令部付(航空自衛隊硫黄島基地隊司令兼航空自衛隊硫黄島分屯基地司令)	R2.3.30	①航空自衛隊硫黄島基地隊司令兼硫黄島分屯基地司令 ②航空自衛隊中部航空方面隊司令部付	①R2.3.30 ②R2.6.15	①R2.6.14 ②R2.7.29	①硫黄島基地隊司令として、基地隊及び分屯基地の管理・運営 ②特に命ぜられた事項	R2.7.29	R2.9.1	株式会社アイネット	小売店向け菓子卸等	上席コンサルタント	無	有
25	高橋 憲一	62	防衛事務次官	—	—	—	—	—	R2.8.5	R2.8.7	内閣官房	公務	内閣官房副長官補	無	無
26	九鬼 東一	57	陸上自衛隊中央業務支援隊長兼市ヶ谷駐屯地司令	—	—	—	—	—	R2.8.25	R2.8.30	株式会社フロレスタ	ドーナツ専門店の直営事業及び、パートナー募集チェーンの展開事業	スタッフ(パート)	無	無
27	野末 宝志	56	陸上自衛隊東部方面総監部付(防衛大学校防衛学教育学群国防論教育室教授)	R2.9.3	陸上自衛隊東部方面総監部付	R2.9.3	R2.9.25	特に命ぜられた事項	R2.9.25	R2.9.26	学校法人都築教育学園	学校教育	第一工業大学東京上野キャンパス教育職員	無	有

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。